

事 務 連 絡
令和2年9月30日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」
の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する
周知への御協力について（依頼）

別添のとおり、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より経済団体宛て標記の事務連絡が発出されました。貴団体におかれましても、内容を御了知の上、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

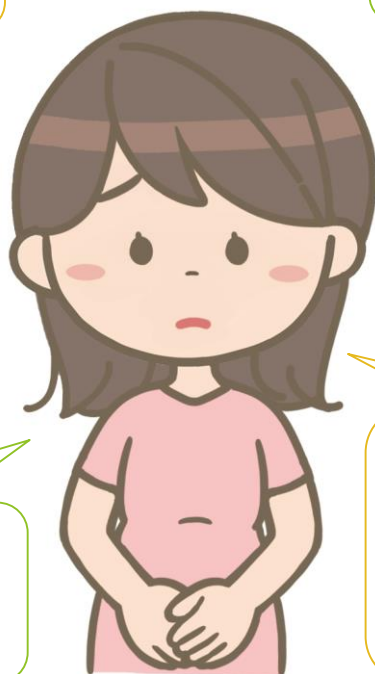
多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社にどう伝えら
ばいいんだろう。

休業中の給与は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

母性健康管理措置、
母健（ぼけん）カードって
なに？

会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。



働く妊婦の皆さまへの具体的な支援
の内容は、裏面に！ ▶▶▶

▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

011-709-2715	03-3512-1611	077-523-1190	087-811-8924
017-734-4211	045-211-7380	075-241-0504	089-935-5222
019-604-3010	025-288-3511	06-6941-8940	088-885-6027
022-299-8844	076-432-2740	078-367-0820	092-411-4894
018-862-6684	076-265-4429	0742-32-0210	0952-32-7218
023-624-8228	0776-22-3947	073-488-1170	095-801-0050
024-536-4609	055-225-2851	0857-29-1709	096-352-3865
029-277-8295	026-223-0551	0852-31-1161	097-532-4025
028-633-2795	058-245-1550	086-225-2017	0985-38-8821
027-896-4739	054-252-5310	082-221-9247	099-223-8239
048-600-6210	052-857-0312	083-995-0390	098-868-4380
043-221-2307	059-226-2318	088-652-2718	

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

！ 新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響**することが考えられ、**医師等の指導**を受けたら、**企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

！ **妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止**されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

！ 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。
妊婦の方が**安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備**するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

▶▶母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について
(厚生労働省HP)

▲女性にやさしい職場づくりナビ